

官報

号外 平成十年三月二十四日

○第四百十二回 衆議院會議録 第二十一号

平成十年三月二十四日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成十年三月二十四日

午後零時三十分開議

- 第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)

○本日の会議に付した案件

中央選挙管理委員会及び同予備委員の指名

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十年三月二十四日 衆議院會議録第二十一号

法律案(内閣提出)

日程第五 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

午後零時三十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名

○議長(伊藤宗一郎君) 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名を行います。

○田野瀬良太郎君 中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名については、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、中央選挙管理委員会に

及び 浅井 美幸君

を指名いたします。

また、同予備委員に

山口 義弘君 金井 和夫君
西川 洋君 今野 竹治君
及び 矢追 秀彦君

を指名いたします。

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案、日程第二、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

を改正する法律案(内閣提出)

部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長田中慶秋君。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田中慶秋君登壇〕

○田中慶秋君 ただいま議題となりました二法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長しようとするものであります。

本案は、去る三月十三日に付託となり、同月十八日伊吹労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢の変化に対応し、労働者の雇用の安定等を図るとともに、財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度及び船員保険制度失業部門において、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度を創設するとともに、

中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

中央選挙管理委員会委員及び同予備委員の指名

日程第一 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十年三月二十四日 衆議院會議録第二十一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案外一
内閣法等の一部を改正する法律案外一案 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

高年給求職者給付金の額、給付費の国庫負担に關する改正等を行うものであります。

その主な内容を申し上げます。

第一に、教育訓練給付制度を創設し、みづから費用を負担して一定の教育訓練を受けた被保険者等に対し、教育訓練給付金を支給するものとするのであります。

第二に、介護休業給付制度を創設し、家族を介護するための休業を取得した被保険者に対し、介護休業給付金を支給するものとするのであります。

第三に、六十五歳以降に離職した場合に支給される高年給求職者給付金については、年金との整合性等を踏まえ、その支給額を見直すものと、これに係る国庫負担を廃止するものとするのであります。

第四に、失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、平成十年年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされている額の七割に相当する額とするものとするのであります。

本案は、去る三月十三日労働委員会に付託され、同日伊吹労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十八日に質疑を終了、同月二十日の委員会において討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、内閣法等の一部を改正する法律案、日程第四、国家行政組織法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長谷津義男君。

内閣法等の一部を改正する法律案及び同報告書
国家行政組織法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○谷津義男君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣法等の一部を改正する法律案は、内閣官房の総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官を一名増員するとともに、内閣官房の危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設けようとするものであります。次に、国家行政組織法の一部を改正する法律案

は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、外務省に政務次官を一人置くことができるようになるものであります。

以上、両法律案は、去る三月十七日本委員会に付託され、同日村岡内閣官房長官及び小里総務庁長官からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、翌十八日及び二十日の両日質疑を行いました。質疑終了後、両法律案に対し討論を行い、採決いたしましたところ、両法律案は賛成多数をもってそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第五 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、優良田園住宅の建設の促進に関する法律案を議題といたします。委員長の趣旨弁明を許します。建設委員長遠藤乙彦君。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕
(遠藤乙彦君登壇)
○遠藤乙彦君 たいだいま議題となりました優良田園住宅の建設の促進に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。
住宅は、国民が健康的で文化的な生活を送るための基盤となる生活空間であり、国民生活を一層潤いのある豊かなものとするためには、良好な自然環境に囲まれた、ゆとりある住宅の供給を促進することが求められています。
我が国の住宅事情は、近年、着実に改善されてきたところでありますが、大都市地域を中心として、良質でゆとりある住宅が不足している状況にあります。
また、週休二日制の一般化や高速交通ネットワークの充実などに伴い、国民の生活様式の多様化が進んでおり、居住に対する国民のニーズも多様化、高度化してきております。
以上の観点から、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりある国民生活の確保を図ろうとするのが本法律案の提出の理由であります。
次に、この法律案の主な内容について申し上げます。

第一に、市町村は、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めることができることとしております。

第二に、優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとしております。

第三に、国の行政機関または地方公共団体の長は、認定を受けた建設計画に従って、土地を優良田園住宅の用に供するため、農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進

が図られるよう適切な配慮をすることとしており
ます。

その他、税制上の措置、住宅金融公庫等の融資
に当たつての配属に関する規定を設けることとし
ております。

なお、本案は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲において政令で定める日から施行する
こととしております。

以上が、本法律案の趣旨の説明であります。
本法律案は、去る二十日の建設委員会において
成案と決定し、建設委員会提出の法律案と決した
ものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださ
いますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案
は可決いたしました。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提
出したします。

内閣提出、特定住宅金融専門会社の債権債務の
処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その
審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促
進等に関する特別措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 特定住宅金融専門会社の

債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長村上誠一
郎君。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進
等に関する特別措置法の一部を改正する法律
案及び同報告書

(本号末尾に掲載)
○村上誠一郎君 たいだいま議題となりました法律
案につきまして、大蔵委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

本案は、債権処理会社が譲り受けた住宅金融專
門会社の貸付債権その他の財産の処理をさらに促
進する必要があることにかんがみ、その回収等に
伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ず
るものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、債権処理会社による譲り受け債権等の
回収等に伴う利益または損失について、各事業年
度ごとの回収益と二次損失の二分の一を相殺した
上で、国庫納付または国庫補助を行うこととして
おります。

第二に、預金保険機構の罰則つき財産調査権の
対象として、債権の担保として第三者から提供さ
れている不動産を追加することとしております。

第三に、債権処理会社の債権の取り立てを整理
回収銀行に委託することができることにしてあり
ます。

本案は、去る二十日松永大蔵大臣から提案理由
の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局い
たしました。次いで、本日採決いたしましたこと
ろ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと
決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案
は委員長報告のとおり可決いたしました。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提
出したします。

農林水産委員長提出、漁業協同組合併助成法
の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略
してこれを上程し、その審議を進められること
を望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案
は委員長報告のとおり可決いたしました。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提
出したします。

農林水産委員長提出、漁業協同組合併助成法
の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略
してこれを上程し、その審議を進められること
を望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法
律案(農林水産委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 漁業協同組合併助成法
の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長
北村直人君。

漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律
案

(本号末尾に掲載)
○北村直人君 たいだいま議題となりました漁業協
同組合併助成法の一部を改正する法律案につき
まして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げま
す。

漁業協同組合併助成法は、昭和四十二年に、

適正な事業経営を行うことができる漁協を広範に
育成して漁協組織の健全な発展に資するため、そ
の合併の促進を図ることを目的として制定されま
した。

以来、今日まで五回にわたり延長を重ね、漁協
の事業規模の拡大に一定の役割を果たしてきたと
ころであります。全国的にはその区域が市町村
の区域未達である漁協が四分の三を占めるなどい
まだ脆弱な組合が多数存在しております。

一方、昨年一月からTAC制度が導入されるな
ど、新たな海洋秩序のもとで水産資源の適切な管
理と有効利用を積極的に図っていくことになりま
したが、これらの推進に当たって漁協は中心的役
割を果たすことが期待されており、そのためにも
体制の整備が急務であります。

現在、こうした事情を背景に、漁協系統組織に
おいては、漁協間の合併、事業統合等により、広
域的自立漁協を組織を挙げて育成していくとの構
想を打ち出し、その実現に鋭意取り組んでいこう
としているところであります。

本案は、こうした系統における基盤強化への取
り組みを踏まえ、合併の一層の促進を図るための
措置を総合的に講ずることとして取りまとめたも
のであります。

次に、本案の主な内容について御説明申し上げ
ます。

第一に、法律の題名を漁業協同組合併促進法
に改めることとしております。

第二に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第三に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第四に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第五に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第六に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第七に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第八に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第九に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

第十に、漁協系統組織は、合併の促進に関し、
全国段階で基本構想を、また、都道府県段階で基
本計画を作成し、これを農林水産大臣、都道府県
知事に届け出ることができるとしてあります。

平成十年三月二十四日 衆議院會議録第二十一号 漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

また、国、都道府県は、基本構想、基本計画の作成及び実施につき、必要な助言指導等を行うよう努めなければならないこととしております。

第三に、合併及び事業経営計画の都道府県知事への提出期限を五年間延長し、平成十五年三月三十一日までとするとしております。

第四に、国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たっては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとしております。

第五に、都道府県知事は、合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等を行うことを目的として設立された法人を、都道府県漁業協同組合合併推進法人として指定することができるとしてしております。

その他、合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助、合併の協議に関する助言指導、漁業権行使規則の変更、廃止についての漁業法の特例措置及び税法上の特例措置の延長等について規定することとしております。

以上が、本案の提案の趣旨及び主な内容であります。

本案は、本日農林水産委員会において多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本案について内閣の意見を聴取いたしましたところ、島村農林水産大臣から、政府としてはやむを得ないものと考える旨の意見が述べられました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後零時五十九分散会

出席國務大臣

- 大蔵大臣 松永 光君
農林水産大臣 島村 宜伸君
労働大臣 伊吹 文明君
建設大臣 瓦 力君
自治大臣 上杉 光弘君
國務大臣 小里 貞利君
國務大臣 村岡 兼造君

○議長の報告

(通知書受領)
一、去る二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律
(議員死去)
一、九州選挙区選出議員愛野興一郎君は、去る二十日死去された。
(理事補欠選任)
一、去る二十日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

- 理事 五島 正規君(理事五島正規君去る十日委員辞任につきその補欠)
理事 高木 義明君(理事高木義明君去る十日委員辞任につきその補欠)
理事 北側 一雄君(理事北側一雄君去る十日委員辞任につきその補欠)
理事 加藤 六月君(理事加藤六月君去る十日委員辞任につきその補欠)

議長長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
逢沢 一郎君
森 英介君
補欠
森 英介君

大蔵委員
辞任
今村 雅弘君
中野 正志君
下地 幹郎君
杉浦 正健君
宮路 和明君
末松 義規君
赤松 正雄君
並木 正芳君
鈴木 淑夫君
鈴木 俊之君
遠藤 利明君
大野 松茂君
山口 泰明君
近藤 昭一君
漆原 良夫君
中野 清君
補欠
下地 幹郎君
山口 泰明君
今村 雅弘君
大野 松茂君
遠藤 利明君
近藤 昭一君
漆原 良夫君
中野 清君

厚生委員
辞任
志位 和夫君
補欠
瀬古由起子君

労働委員
辞任
飯島 忠義君
大野 松茂君
補欠
飯島 忠義君

安全保障委員
辞任
山崎 拓雄君
補欠
山崎 拓雄君

科学技術委員

辞任
大島 理森君
江渡 聡徳君
近江巳記夫君
井上 義久君
補欠
江渡 聡徳君
井上 義久君
大島 理森君
近江巳記夫君

予算委員
辞任
岩國 哲人君
生方 幸夫君
海江田万里君
高木 義明君
原口 一博君
松沢 成文君
山花 貞夫君
上田 勇君
北側 一雄君
齊藤 鉄夫君
西川 知雄君
中井 治君
西村 眞悟君
矢島 恒夫君
岡田 克也君
桑原 豊君
小林 守君
五島 正規君
島 聡君
中川 正春君
河上 覃雄君
草川 昭三君
中野 清君
冬柴 鐵三君
加藤 六月君
河村たかし君
鈴木 淑夫君
吉田 幸弘君
春名 眞章君
相沢 英之君
補欠
桑原 豊君
松本 惟子君
葉山 峻君
上田 清司君
島 聡君
中川 正春君
川内 博史君
若松 謙維君
河上 覃雄君
冬柴 鐵三君
中野 清君
吉田 幸弘君
河村たかし君
大森 正光君
城島 猛君
小沢 鏡仁君
松崎 公昭君
藤村 修君
中桐 伸五君
吉田 公一君
大口 善徳君
富沢 篤基君
木村 太郎君
漆原 良夫君
西野 陽君
西村 眞悟君
遠増 拓也君
一川 保夫君
吉井 英勝君
田中 和徳君

大原 一三君	飯島 忠義君	西野 陽君	加藤 六月君
栗原 博久君	安倍 晋三君	平賀 高成君	矢島 恒夫君
津島 雄二君	松本 純君	藤木 洋子君	春名 真章君
中山 正暉君	熊谷 市雄君	前島 秀行君	北沢 清功君
葉梨 信行君	木村 隆秀君	久野統一郎君	栗原 博久君
村山 達雄君	今村 雅弘君	小林 守君	野中 広務君
綿貫 民輔君	阪上 善秀君	山花 貞夫君	土肥 隆一君
上田 清司君	辻 一彦君	草川 昭三君	伊藤 英成君
藤村 修君	吉田 治君	鈴木 昭三君	丸谷 佳織君
漆原 良夫君	赤羽 一嘉君	北沢 清功君	石垣 一夫君
富沢 篤徳君	井上 義久君	丸谷 佳織君	池坊 保子君
若松 謙維君	上田 勇君	伊藤 英成君	山花 貞夫君
大森 猛君	平賀 高成君	土肥 隆一君	小林 守君
吉井 英勝君	藤木 洋子君	伊藤 茂君	北沢 清功君
北沢 清功君	前島 秀行君	池坊 保子君	草川 昭三君
飯島 忠義君	大原 一三君	石垣 一夫君	鈴木 昭三君
今村 雅弘君	村山 達雄君	春名 真章君	志位 和夫君
木村 隆秀君	葉梨 信行君	矢島 恒夫君	不破 哲三君
熊谷 市雄君	中山 正暉君	不破 哲三君	補欠
阪上 善秀君	綿貫 民輔君	補欠	補欠
田中 和徳君	相沢 英之君	補欠	補欠
松本 純君	津島 雄二君	補欠	補欠
小沢 鋭仁君	岩園 哲人君	補欠	補欠
川内 博史君	山花 貞夫君	補欠	補欠
城島 正光君	岡田 克也君	補欠	補欠
辻 一彦君	高木 義明君	補欠	補欠
中桐 伸五君	原口 一博君	補欠	補欠
葉山 峻君	海江田万里君	補欠	補欠
松崎 公昭君	小林 守君	補欠	補欠
松本 惟子君	生方 幸夫君	補欠	補欠
吉田 治君	五島 正規君	補欠	補欠
吉田 公一君	松沢 成文君	補欠	補欠
赤羽 一嘉君	斎藤 鉄夫君	補欠	補欠
井上 義久君	草川 昭三君	補欠	補欠
大口 善徳君	北側 一雄君	補欠	補欠
木村 太郎君	西川 知雄君	補欠	補欠
一川 保夫君	中井 治君	補欠	補欠
達増 拓也君	鈴木 淑夫君	補欠	補欠

議院運営委員
 江崎 鐵磨君 補欠
 佐々木洋平君
 江崎 鐵磨君
 常任委員長死去
 去る二十日、懲罰委員長愛野興一郎君は死去された。
 (議案提出)
 去る二十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)
 (議案受領)
 去る二十日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。
 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案
 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
 スポーツ振興法の一部を改正する法律案
 (議案送付)
 去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 平成十年度一般会計予算
 平成十年度特別会計予算
 平成十年度政府関係機関予算
 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
 主要農作物種子法の一部を改正する法律案
 青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
 地方税法等の一部を改正する法律案
 地方交付税法等の一部を改正する法律案
 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
 法人税法等の一部を改正する法律案
 租税特別措置法等の一部を改正する法律案

議院運営委員
 江崎 鐵磨君 補欠
 佐々木洋平君
 江崎 鐵磨君
 常任委員長死去
 去る二十日、懲罰委員長愛野興一郎君は死去された。
 (議案提出)
 去る二十日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)
 (議案受領)
 去る二十日、参議院から受領した同院継続審査案は次のとおりである。
 スポーツ振興投票の実施等に関する法律案
 日本体育・学校健康センター法の一部を改正する法律案
 スポーツ振興法の一部を改正する法律案
 (議案送付)
 去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 平成十年度一般会計予算
 平成十年度特別会計予算
 平成十年度政府関係機関予算
 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案
 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
 主要農作物種子法の一部を改正する法律案
 青年の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
 地方税法等の一部を改正する法律案
 地方交付税法等の一部を改正する法律案
 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
 法人税法等の一部を改正する法律案
 租税特別措置法等の一部を改正する法律案

一、昨二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
 優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(建設委員長提出)
 (議案通知書受領)
 去る二十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
 恩給法等の一部を改正する法律案
 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
 (答弁通知書受領)
 去る二十日、内閣から、衆議院議員保坂展人君提出日本共産党幹部宅盗聴事件の事実認定と責任所在などに関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年三月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
 去る二十日、内閣から、衆議院議員寺前巖君提出伝統的建造物の椽皮葺に欠かせない椽皮不足問題に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十年四月六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
 右
 国会に提出する。
 平成十年一月二十日
 内閣総理大臣 橋本龍太郎

平成十年三月二十四日 衆議院会議録第二十一号

議長報告 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する法律案及び同報告書

平成十年三月二十四日 衆議院會議録第二十一号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法昭和三十三年法律第五十八号の一部を次のように改正する。

附則第三項中「公布の日から起算して四十年を経過した日に」を「平成十五年五月十六日限り」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十一年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十年六月三十日」を「平成十五年六月三十日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ五年延長する必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、関係法律の有効期限をそれぞれ延長しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限(平成十年五月十六日)を五年延長し、平成十五年五月十六日までとする。
- 2 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限(平成十年六月三十日)を五年延長し、平成十五年六月三十日までとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、関係法律の有効期限をそれぞれ延長することは、時宜に遡するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

駐留軍関係離職者等対策として、平成十年度一般会計予算労働省所管に二億五千三百二十四万四千円及び総理府所管に四千三百二十七万四千円、それぞれ計上され、漁業離職者対策として、平成十年度一般会計予算労働省所管に六百四十六万四千円、運輸省所管に一億七千六十万円及び平成十年度労働保険特別会計予算(労働省所管)の雇用助定に百五十一万六千円が、それぞれ計上されている。

平成十年三月二十日
労働委員長 田中 慶秋
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。
平成十年一月三十日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

日次中、第五節 就職促進給付(第五十六条の二)第六十条を「第五節の二 教育訓練給付(第五十六條の二)第六十條(三)に、第二款 育児休業給付(第六十一条の四)第六十一条(六)を「第二款 育児休業給付(第六十一条の四)第六十一条(六)第六十一条(八)に改める。

第一条中「行う」の下に「ほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要給付を行う」を加える。

第三章 失業給付を「第三章 失業等給付」に改める。

第十条第一項中「就職促進給付」の下に、教育訓練給付を加え、同条第五項に次の一号を加え、同項を同条第六項とする。

三 介護休業給付金
第十条第四項の次に次の一項を加える。

5 教育訓練給付は、教育訓練給付金とする。
第三十四条第二項中「第二十二條第五項」を「第二十二條第六項」に改める。

第三十七條の四第一項第一号中「百五十日」を「七十五日」に改め、「及び第三号」を削り、「百日」を「五十日」に改め、同項第二号中「百二十日」を「六十日」に、「百日」を「五十日」に改め、同項第三号中「五十日」を「三十日」に改める。

第三十七條の五第三項中「第三十一條第一項」を「第三十一條第二項」に改める。

第三十九條第二項中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

第五十二條第三項中「失業給付」を「求職者給付又は就職促進給付」に改める。

第五十七條第二項中「以下」を「次条及び第五十九條第五節の次に次の一節を加える。

第三章第五節の二 教育訓練給付
(教育訓練給付金)

第六十條の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が五年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日(以下この条において「基準日」という。)に被保険者(高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。次号において「一般被保険者」という。)である者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者でなくなつた日から労働省令で定める期間内にあるもの

2 前項の支給要件期間は、同項各号に掲げる者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続き被保険者(高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。)として雇用された期間(当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を連算した期間)とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前

の被保険者であつた期間

二 当該基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

3 第二十二條第七項の規定は、前項の支給要件期間の算定について準用する。

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用(労働省令で定める範囲内のものに限る。)の額に百分の八十を乗じて得た額(その額が労働省令で定める額を超えるときは、その定める額)とする。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が労働省令で定める額を超えないときは、教育訓練給付金は、支給しない。

(給付制限)
第六十條の三 偽りその他不正の行為により教育訓練給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができずとされたものが、同項に規定する日以後、新たに教育訓練給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、教育訓練給付金を支給する。

3 第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができなくなつた場合においても、前条第二項の規定の適用については、当該給付金の支給があつたものとみなす。
第六十一條第二項及び第六十一條の二第二項中「第六十一條の四第一項に規定する」を「育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる」に改める。

第六十一條の四第一項中「この款」の下に「及び次款」を加える。

第三章第六節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 介護休業給付

(介護休業給付金)
第六十一條の七 介護休業給付金は、被保険者が、労働省令で定めるところにより、対象家族(当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。))並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。)を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日(前二年間(当該休業を開始した日(前二年間に疾病、負傷その他労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に計算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。))

2 前項のみなし被保険者期間は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四條(第二項を除く。)の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「前二項」とあるのは「同項」とする。

3 この条において支給単位期間とは、第一項に規定する休業をした期間(当該対象家族を介護するための休業を開始した日から起算して三月を経過する日までの期間に限る。)を、当該休業を開始した日又は各月においてその日に応じ、かつ、当該休業をした期間内にある日(その日に応ずる日がない月においては、その月の末日。以下この項において「休業開始当日」という。)から各翌月の休業開始当日の前日(当該休業を終了した日の属する月にあつては、当該休業を終了した日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4 介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七條の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(次項において「休業開始時賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の二十五に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第三項中「困難であるとき」とあるのは「できないとき若しくは困難であるとき」と、同条第四項中「第二号」とあるのは「第二号ハ」とする。

5 前項の規定にかかわらず、第一項に規定する休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における介護休業給付金の額とする。

この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、同項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、被保険者が対象家族を介護するための休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、介護休業給付金は、支給しない。

6 第一項の規定にかかわらず、被保険者が対象家族を介護するための休業についてこの款の定めるところにより介護休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が当該休業を開始した日から起算して三月を経過する日以後に当該対象家族を介護するための休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

(給付制限)
第六十一條の八 偽りその他不正の行為により介護休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、介護休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、介護休業給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により介護休業給付金の支給を受けることができずとされたものが、同項に規定する日以後、新たに前条第一項に規定する休業を開始し、介護休業給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該休業に係る介護休業給付金を支給する。

第六十六條第一項中「各号」を削り、「求職者給付」の下に「(高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。)」を加える。

第七十二條第一項中「又は第六十一條の四第一項」を、「第六十一條の四第一項又は第六十一條の七第一項」に改める。

第七十六條第一項中「受給資格者等(高年齢受給資格者を含む。以下同じ。)」を「受給資格者、高年齢受給資格者、特別受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。))若しくは第六十條の二第一項に規定する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)」に改める。

第七十六條第一項中「受給資格者等(高年齢受給資格者を含む。以下同じ。)」を「受給資格者、高年齢受給資格者、特別受給資格者若しくは日雇受給資格者(以下「受給資格者等」という。))若しくは第六十條の二第一項に規定する者(以下「教育訓練給付対象者」という。)」に改める。

第七十七条中「受給資格者等」の下に、「教育訓練給付対象者」を加える。

第七十九条第一項中「若しくは受給資格者等」を、「受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者」に改める。

第八十五条中「受給資格者等」の下に、「教育訓練給付対象者」を加える。

附則第二十三条第一項中「十分の八」を「百分の五十八」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「失業」の下に、「職業二関スル教育訓練ノ受講」を加える。

第三十三条ノ二第一項中「求職者等給付」の下に、「教育訓練給付」を加え、同条第三項に次の一号を加える。

三 介護休業給付金

第三十三条ノ二第二項の次に次の一項を加える。

教育訓練給付ハ教育訓練給付金トス

第三十三条ノ二第一項第一号中「乃至ハ」を「乃至ニ」に改め、ハをニとし、ロをハとし、同号中「以上」の下に「二十年未満を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 二十年以上 二百七十日

第三十三条ノ二第一項第三号イ中「百二十日」を「百五十日」に改め、同条第二項中「二百四十日」を「左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数」に改め、同項に次の各号を加える。

一 基準日ニ於テ四十五歳以上六十歳未満ナル者 二百七十日

二 基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者 二百四十日

第三十三条ノ二第一項第三号中「三十日」を「六十日」に改める。

第三十三条ノ十五ノ二第三項中「七十」を「九十」に改める。

第三十三条ノ十六ノ三第一項第一号中「百二十日」を「六十日」に改め、同項第二号中「百日」を「五十日」に改め、同項第三号中「五十日」を「三十日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ五年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日(以下本条ニ於テ基準日ト称ス)ニ被保険者第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ被保険者及第三十三号ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジナル者

二 前号ニ掲グル者以外ノ者ニシテ基準日ガ当該基準日ノ直前ノ被保険者ニ該当セザルニ至リタル日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ在ルモノ

前項ノ支給要件期間ハ同項各号ニ掲グル者ガ基準日迄ノ間ニ同一ノ船舶所有者ニ引続キ被保険者トシテ使用セラレタル期間ニ當該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日以前ニ被保険者タリシコトアル者ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト當該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間トス但シ當該期間ニ左ノ各号ニ掲グル期間ガ含まルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該当スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一 当該使用セラレタル期間又ハ當該被保険者タリシ期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ガ當該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一年ノ期間内ニ在ラザルトキハ當該直

前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日以前ノ被保険者タリシ期間

二 当該基準日以前ニ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ當該給付金ニ係ル基準日以前ノ被保険者タリシ期間

第三十三条ノ二第五項ノ規定ハ前項ノ支給要件期間ノ算定ニ付テ之ヲ準用ス

教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用(命令ヲ以テ定ムル範囲内ノモノニ限ル)ノ額ニ百分ノ八十ヲ乗ジテ得タル額(其ノ額ガ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ當該命令ヲ以テ定ムル額)トス

第一項及前項ノ規定ニ拘ラス同項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ額トシテ算定セラレタル額ガ命令ヲ以テ定ムル額ヲ超エザルトキハ教育訓練給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十四条第二項及び第三十五条第二項中「第三十六条第一項ニ規定スル」を「育児休業基本給付金又ハ介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ」に改める。

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。

第三十八条 介護休業給付金ハ被保険者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ対象家族(当該被保険者ノ配偶者、父母及子(此等ニ準ズル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム)並ニ配偶者ノ父母ヲ謂フ)以下本条ニ於テ之ニ同ジ)ヲ介護スル為ノ休業ヲ為シタル場合ニ於テ當該休業ヲ開始シタル日以前二年間(当該休業ヲ開始シタル日以前二年間ニ疾病、負傷其ノ他命令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続キ三十日以上報酬ヲ受ケザリシ被保険者ニ付テハ當該理由ニ因リ報酬ヲ受ケザリシ日数ヲ二年ニ加算シタル期間(其ノ期間ガ四年ヲ超ユルトキハ四年間)ニ看做被保険者期間ガ通算シテ十二月以上ナリシトキニ支給単位期間ニ付テ之ヲ支給ス

前項ノ看做被保険者期間ハ同項ニ規定スル休業ヲ開始シタル日ヨリ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ト看做シテ第三十三条ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ計算セラルルコトナル被保険者タリシ期間ニ相当スル期間トス

本条ニ於テ支給単位期間トハ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル期間ニ當該対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日迄ノ期間ニ限ル)ヲ當該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始日(各月ニ於テ當該休業ヲ開始シタル日ニ応ジ且當該休業ヲ為シタル期間内ニ在ル日(其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日)ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ヨリ各翌月ノ休業開始日(前日(當該休業ヲ終了シタル日)ノ属スル月ニ於テハ當該休業ヲ終了シタル日)迄ノ各期間ニ区分シタル場合ニ於ケル當該区分ニ依リ一ノ期間ヲ謂フ

介護休業給付金ノ額ハ一支給単位期間ニ付介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ被保険者ヲ失業者ノ支給ヲ受クベキ者ト當該被保険者ガ當該介護休業給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ開始シタル日ノ前日ヨリ離職ノ日ト看做シテ第三十三号ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(其ノ額ガ下限額ニ滿タザルトキハ當該下限額トシ其ノ額ガ上限額ヲ超ユルトキハ當該上限額トス第六項ニ於テ休業開始時給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ二十五ニ相当スル額トス

前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号ロニ定ムル額ト均衡ヲ考慮シ前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額ト均衡ヲ考慮シ厚生大臣之ヲ定ム

業ヲ開始シタル日ヨリ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ト看做シテ第三十三条ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ計算セラルルコトナル被保険者タリシ期間ニ相当スル期間トス

本条ニ於テ支給単位期間トハ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル期間ニ當該対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日迄ノ期間ニ限ル)ヲ當該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始日(各月ニ於テ當該休業ヲ開始シタル日ニ応ジ且當該休業ヲ為シタル期間内ニ在ル日(其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日)ヲ謂フ以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ヨリ各翌月ノ休業開始日(前日(當該休業ヲ終了シタル日)ノ属スル月ニ於テハ當該休業ヲ終了シタル日)迄ノ各期間ニ区分シタル場合ニ於ケル當該区分ニ依リ一ノ期間ヲ謂フ

介護休業給付金ノ額ハ一支給単位期間ニ付介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ被保険者ヲ失業者ノ支給ヲ受クベキ者ト當該被保険者ガ當該介護休業給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ開始シタル日ノ前日ヨリ離職ノ日ト看做シテ第三十三号ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトナル給付基礎日額ニ相当スル額(其ノ額ガ下限額ニ滿タザルトキハ當該下限額トシ其ノ額ガ上限額ヲ超ユルトキハ當該上限額トス第六項ニ於テ休業開始時給付基礎日額ト称ス)ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ二十五ニ相当スル額トス

前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号ロニ定ムル額ト均衡ヲ考慮シ前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額ト均衡ヲ考慮シ厚生大臣之ヲ定ム

第四項ノ規定ニ拘ラス第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル被保険者ニ當該被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヨリ支給単位期間ニ報酬ガ支払ハレタル場合ニ於テ當該報酬ノ額ニ當該支給単位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額ヲ加へ

テ得タル額が休業開始時給付基礎日額三十三乗シテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ休業開始時給付基礎日額三十三乗シテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額ヨリ当該報酬ノ額ヲ減ジテ得タル額ヲ当該支給単位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額トス此ノ場合ニ於テ当該報酬ノ額が休業開始時給付基礎日額三十三乗シテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該報酬が支払ハレタル支給単位期間ニ付テハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ第一項ノ規定ニ拘ラズ被保険者が対象家族ヲ介護スル為ノ休業ニ付本条ノ定ムル所ニ依リ介護休業給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル場合ニ於テ当該被保険者が当該休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日後ニ当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ為シタルトキハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十九条 削除

第五十五条第二項の次に次の三項を加える。
 詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ対シテハ当該給付金ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタル日以後教育訓練給付金ヲ支給セズ但シ已ムヲ得ザル事由アリタル場合ニ於テハ教育訓練給付金ノ全部又ハ一部ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル者ガ同項ノ規定スル日以後新第二十三条ノ十六ノ四第一項ノ規定スル教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケベキ者ト為リタル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ当該教育訓練給付金ヲ支給ス

第三項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ザル場合ト雖モ第三十三条ノ十六ノ四第二項ノ規定ニ付テハ当該給付金ノ支給アリタルモノト看做ス

第五十五条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ハ介護休業給付金ニ付テハ適用ス

第五十八条第一項中「再就職手当」の下に「及高年齢求職者給付金」を加える。

附則第二十九項中「雇用継続給付」を削り、「拘ラズ」の下に「求職者等給付ニ付テハ」を、「相当スル額」の下に「及雇用継続給付ニ付テハ此ノ規定ニ依リ国庫ノ負担額ノ百分ノ五十六ニ相当スル額を加え、附則に次の一項を加える。国庫ガ前項ニ規定スル額ヲ負担スル会計年度ニ付テハ第五十八条第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第五節を改める部分に限る)、同法第一条及び第十條第一項の改正規定、同法第四項の次に一項を加える改正規定、同法第五十七條第二項の改正規定、同法第三章第五節の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十六條第一項、第七十七條、第七十九條第一項及び第八十五條の改正規定並びに第二条中船員保険法第一条第一項及び第三十三條ノ二第一項の改正規定、同法第二項の次に一項を加える改正規定、同法第三十三條ノ十六ノ三の次に一項を加える改正規定並びに同法第五十五条第二項の次に三項を加える改正規定 平成十年十二月一日

二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第五節を改める部分を除く)、同法第十條第五項に一号を加える改正規定、同法第三十七條の四第一項、第六十一条第二項、第六十一条の二第二項及び第六十一条の四第一項の改正規定、同法第三章第六節第二款の次に一款を

加える改正規定並びに同法第七十二条第一項の改正規定、第二条中船員保険法第三十三條ノ二第三項に一号を加える改正規定、同法第三十三條ノ十二第一項第一号及び第三号並びに第二項、第三十三條ノ十二ノ三第二項第三号、第三十三條ノ十五ノ二第三項、第三十三條ノ十六ノ三第一項、第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十八條並びに第三十九條の改正規定並びに同法第五十五条に一項を加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定 平成十一年四月一日

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第二条 高年齢求職者給付金の額が平成十一年四月一日前である高年齢求職者給付金に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

(雇用保険の介護休業給付金に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第六十一条の七第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同法第三項に規定する休業開始当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。

(雇用保険の国庫負担に関する経過措置)

第四条 新雇用保険法第六十六条第一項及び附則第二十三條第一項の規定は、平成十年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(失業保険金の所定給付日数等に関する経過措置)

第五条 失業保険金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十一年四月一日前である当該失業保険金の支給を受けることができる者に係る船員保険法第三十三條ノ十二の規定による所定給付日数及び同法第三十三條ノ十二ノ三の規定による失業保険金の支給については、なお従前の例による。

(高年齢求職者給付金の額に関する経過措置)

第六条 高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が平成十一年四月一日前である当該高年齢求職者給付金の支給を受けることができる者に係る高年齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。

(船員保険の介護休業給付金に係る経過措置)

第七条 第二条の規定による改正後の船員保険法(以下「新船員保険法」という。)第三十八條第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同法第三項に規定する休業開始当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。

(船員保険の国庫負担に関する経過措置)

第八条 新船員保険法第五十八條第一項及び附則第二十九項の規定は、平成十年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後における新雇用保険法第三章第五節の二の規定及び同法第二号に掲げる規定の施行後における同法第六節の規定(新雇用保険法第十一条及び第十二條の規定のうち同法第五節の二に規定する教育訓練給付及び同法第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、職業に関する教育訓練の受講の状況、高年齢者の雇用の状況、育児休業及び介護休業の取得の状況、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後における新船員保険法第三十三條ノ十六ノ

四の規定及び附則第一条第二号に掲げる規定の施行後における新船員保険法第三十四条から第三十八条までの規定(新船員保険法第二十六条及び第二十七条の規定のうち新船員保険法第三十三條ノ四の教育訓練給付及び新船員保険法第三十四条から第三十八条までに規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、職業に関する教育訓練の受講の状況、高齢者の雇用の状況、育児休業及び介護休業の取得の状況、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

第十一条 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条を削る。

理由

最近における社会経済情勢の変化に対応し、労働者の雇用の安定等を図るとともに財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度及び船員保険制度失業部門において、自ら職業に関する教育訓練を受ける労働者に対する教育訓練給付制度及び家族を介護するための休業を行う労働者に対する介護休業給付制度を創設するとともに、高齢年の被保険者が失業した場合の給付の額等について所要の改正を行うほか、給付に要する費用に係る国庫負担の割合を当分の間引き下げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢の変化に

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案及び同報告書 内閣法等の一部を改正する法律案及び同報告書

対応し、労働者の雇用の安定等を図るとともに財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度及び船員保険制度失業部門において、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度を創設するとともに、高齢年求職者給付金の額の改正、給付に要する費用に係る国庫負担に関する改正等を行うおととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の一部改正

(一) 教育訓練給付制度の創設

一般被保険者又は一般被保険者であった者(被保険者でなくなつた後一定期間内に教育訓練を開始した者に限る。)が、労働大臣の指定する職業に関する教育訓練を受け、修了した場合において、支給要件期間(当該教育訓練を開始した日までの被保険者であった期間で、過去に受けた教育訓練給付金に係る教育訓練を開始した日以前の期間等を除く。)が五年以上であるときに、当該教育訓練の受講のために支払つた費用の百分の八十に相当する額(一定額を限度とする。)の教育訓練給付金を支給するものとする。

(二) 介護休業給付制度の創設

一般被保険者が、対象家族(その配偶者、父母及び子等並びに配偶者の父母をいふ。)を介護するための休業をした場合において、当該休業を開始した日以前二年間の被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、当該対象家族について休業を開始した日から三月を限度として、休業開始前賃金額の百分の二五に相当する額の介護休業給付金を支給するものとする。

(三) 高年齢求職者給付金の額の改正

(1) 高年齢求職者給付金の額を、被保険者であつた期間に応じて、三十日分から七十五日分(現行五十日分)から百五十日分の基本手当の額に相当する額とするもの

とする。

(2) 高年齢求職者給付金に要する費用に係る国庫負担は、平成十年度から廃止するものとする。

(四) 給付に要する費用に係る国庫負担に関する改正

求職者給付及び雇用継続給付に要する費用に係る国庫の負担額は、平成十年度以後当分の間については、現在国庫が負担することとされている額の七割に相当する額とするものとする。

2 船員保険法の一部改正

船員保険法において、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の額の改正、失業等給付に要する費用に係る国庫負担に関する改正等を行うものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、1の(一)及び2の教育訓練給付制度の創設に関する部分については平成十年十二月一日から、1の(二)、1の(三)及び2の介護休業給付制度の創設、高年齢求職者給付金の額の改正等に関する部分については、平成十一年四月一日から施行するものとする。

(二) この法律の施行に必要経過措置を定めるものとする。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢の変化に対応し、労働者の雇用の安定等を図るとともに財政構造改革の推進に資するため、雇用保険制度及び船員保険制度失業部門において、教育訓練給付制度及び介護休業給付制度を創設するとともに、高年齢求職者給付金の額の改正、給付に要する費用に係る国庫負担に関する改正等を行うおととするは、時宜に資するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平成十年度労働保険特別会計雇用勘定(労働省所管)において、失業等給付費二兆三千九百九十四億八千七百円、平成十年度船員保険特別会計(厚生省所管)において、失業保険給付費九十七億二千六百八万円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成十年三月二十日

労働委員長 田中 廣秋

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、介護休業及び育児休業の取得促進を図り、職業生活の円滑な継続や家庭生活との両立を支援するため、育児、介護休業の取得状況等を勘案しつつ、諸制度の内容や給付水準について、引き続き検討するよう努めること。

内閣法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十年二月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

内閣法等の一部を改正する法律

(内閣法の一部改正) 第一条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「二人を三人に改める。第十四条の二第四項を次のように改める。

4 前条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官について、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用する。

第十四条の二第五項及び第六項を削る。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。
第十四条の二 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理する。

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十八條第一項、第九十八條第一項、第九十九條並びに第百條第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の職務について準用する。

5 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(国家公務員法の一部改正)

第二条 国家公務員法(昭和二十二年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 内閣危機管理監

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 内閣危機管理監
別表第一中「常勤の内閣総理大臣補佐官」を「内閣危機管理監」に改める。
常勤の内閣総理大臣補佐官」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条中内閣法第十四条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(弁護士法の一部改正)

2 弁護士法(昭和二十四年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「内閣官房副長官」の下に、「内閣危機管理監」を加え、「又は」を「若しくは」に、「又常時勤務」を「若しくは常時勤務」に、「あるいは」を「又は」に改める。

理由

社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政の課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官一名を増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、社会経済情勢の変化の中で複雑多岐にわたる行政の課題に一層的確に対応できるよう、内閣官房における総合調整機能を強化するため、内閣官房副長官一名を増員するとともに、近年の災害、事故、事件等緊急の事態の発生状況等にかんがみ、内閣官房における危機管理機能を強化するため、内閣危機管理監の制度を設けようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

のとおりである。

1 内閣法の改正

(一) 内閣官房副長官の増員
内閣官房副長官の定数を一人増員し、二人から三人に改めること。
(二) 内閣危機管理監の新設
ものとする。

(1) 内閣官房に内閣危機管理監一人を置くものとする。

(2) 内閣危機管理監の職務を、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて内閣官房の事務のうち危機管理(国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。)に関するもの(国の防衛に関するものを除く。)を統理するものとする。

(3) 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行うものとする。

(4) 内閣危機管理監の職務について定めるものとする。

2 国家公務員法の改正
国家公務員法に定める特別職の職に「内閣危機管理監」を加えること。

3 特別職の職員の給与に関する法律の改正
特別職の職員の給与に関する法律の適用範囲に「内閣危機管理監」を加え、内閣危機管理監の俸給を定めること。

4 施行期日等
(一) この法律は、平成十年四月一日から施行すること。ただし、内閣官房副長官の増員に関する改正規定は、同年七月一日から施行すること。

(二) 弁護士法について所要の整備を行うものとする。

(三) 議案の可決理由
本案は、内閣官房における機能の強化のため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に約七千四百万円が計上されている。右報告する。
平成十年三月二十日
内閣委員長 谷津 義男
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国家行政組織法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成十年二月六日
内閣総理大臣 橋本龍太郎

国家行政組織法の一部を改正する法律案
国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。
別表第二中「大蔵省」を「外務省」に改める。

附則

この法律は、平成十年七月一日から施行する。

理由

最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加える必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

議案の目的及び要旨
本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、戦略的、機動的な外交の展開及び対外的な危機管理を行い得る体制を整備するため、政務次官を二人置くことができる省に外務省を加えようとするものである。

なお、この法律は、平成十年七月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、最近の国際情勢等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に約三千三百万円が計上されている。右報告する。

平成十年三月二十日

内閣委員長 谷津 義男
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案
右の議案を提出する。

平成十年三月二十日

提出者
建設委員長 遠藤 乙彦

優良田園住宅の建設の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができ、住宅が求められている状況にかんがみ、農村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図ることを目的とする。

(優良田園住宅)

第二条 この法律において「優良田園住宅」とは、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅であつて、次の要件に該当するものをいふ。

一 敷地面積が政令で定める規模以上であること。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案

二 建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合が政令で定める数値以下であること。

三 階数が政令で定める階数以下であること。

(優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針)

第三条 市町村は、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針」といふ)を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 優良田園住宅の建設の促進に関する基本的な方向

二 優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められるおおよその土地の区域に関する事項

三 優良田園住宅が建設される地域における個性豊かな地域社会の創造のために必要な事項

四 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和その他優良田園住宅の建設の促進に際し配慮すべき事項

五 その他必要な事項

3 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

4 市町村は、基本方針を定めるときは、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(優良田園住宅建設計画の認定)

第四条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」といふ)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

二 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合

三 建設しようとする住宅の階数

四 その他農林水産省令、建設省令で定める事項

3 市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。

二 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。

三 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。

4 市町村は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の協議に応じようとする場合において、当該優良田園住宅建設計画に係る土地に二ヘクタールを超える農地(耕作の目的に供される土地をいふ)が含まれるときその他農林水産省令で定める事由があるときは、あらかじめ、農林水産大臣と協議しなければならない。

6 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る優良田園住宅建設計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による優良田園住宅建設計画の変更の認定について準用する。

(優良田園住宅の建設の促進についての配慮)

第五条 国の行政機関又は地方公共団体の長は、前条第一項の認定を受けた優良田園住宅建設計画(同条第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて土地を認定に係る優良田園住宅の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(税制上の措置)

第六条 国又は地方公共団体は、優良田園住宅の建設の促進に関し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(住宅金融公庫等の融資に当たつての配慮)

第七条 住宅金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫は、優良田園住宅の建設が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林水産省設置法の一部改正)

2 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号の六の次に次の一号を加える。

二十七の七 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第 号)の施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十六号中「及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五

十二号)を、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)及び優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成十年法律第 号)に改める。

理由

多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図るため、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年二月二十四日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「財産が」を「財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに第十二条第六号及び第七号において同じ。)が」に改める。

第六条第三項中「第十三条第一項の規定により緊急金融安定化基金に充てた納付金の額を除く。」を削る。

第八条中「及び第二十四条」を、「第十七条第二項及び第二十四条第二項」に、「場合においては、」を「場合における」に改め、「金額の」の下に「二分

の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額の全部又は」を加え、「同条第二項を同項」に改め、同条に次の各号を加える。

計額

二 この条の規定に基づき機構が債権処理会社に対して既に交付した助成金の額から第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に対して既に納付した金額を控除した金額
第十二条第七号の次に次の一号を加える。
七の二 債権処理会社は、前号に定めるものを除くほか、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ機構の承認を受けて預金保険法附則第七條第一項第一号に規定する協定銀行に委託する場合を除き、弁護士以外の者に委託しないこと。

第十二条第十号を次のように改める。
十 債権処理会社は、毎事業年度、次に掲げる金額の当該事業年度の合計額が、第八条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の当該事業年度の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額を、当該金額との号の規定により既に納付した金額との合計額が第七條第一項又は第八條の規定により交付された助成金の額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付すること。

第七條第一項に規定する特定住宅金融専門会社の債務処理に要する財源のうち第一号の契約により債権処理会社が支援するものについて同項の規定による助成金の交付を受けた場合において、譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときにおける当該利益の金額として政令で定める金額
口 譲受債権等のそれぞれにつき第八条に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときにおける当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額
第十二条第十一号を削る。
第十三条を次のように改める。
第十三条 機構は、債権処理会社から前条第十号の規定による納付を受けたときは、政令で定めるところにより、当該納付を受けた金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
第十七条中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。
二 機構の職員は、第三条第一項第六号に掲げる業務を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該債務者に対する譲受債権等に係る債権の担保として第三者から提供を受けている不動産(以下この項において「担保不動産」という。)に立ち入り、若しくは当該担保不動産の現況の確認をし、又は次に掲げる者に当該担保不動産について質問し、若しくは当該担保不動産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

一 当該担保不動産の所有者及びその者から当該担保不動産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
二 当該担保不動産を占有する第三者及びこれが占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
第十九条に次の一項を加える。
二 第十二条第七号の二に規定する協定銀行は、債権処理会社から同号の規定に基づき譲受債権

等に係る債権の取立ての委託を受けたときは、債権処理会社のために自己の名をもって、当該委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。
第二十四条第二項中「に係る損失で」を「それぞれにつき」に、「ものが生じた場合には」を「損失が生じた場合における当該損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは」に、「譲受債権等に係る損失の金額として同条に規定する政令で定める金額の二分の一」を「その超える部分の金額」に改め、同項に次の各号を加える。

計額

一 第十二条第十号イ及びロに掲げる金額の合計額
二 この項の規定により政府が機構に対して既に交付した補助金の額の合計額から第十三条の規定により機構が既に国庫に納付した金額を控除した金額

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「新法」という。)第十二条第十号及び第十三条の規定は、それぞれ債権処理会社(同条に規定する債権処理会社をいう。以下同じ。)の平成十年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度(次項において「適用開始年度」という。)以後の事業年度に係る債権処理会社から預金保険機構(以下「機構」という。)への納付及び当該納付に係る機構から国庫への納付について適用する。

二 債権処理会社が、譲受債権等(改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「旧法」という。))第八条に規定する譲受債権等をいう。)につき適用開始年度の開始の日からこの法律の施行の日までの

平成十年三月二十四日 衆議院会議録第二十一号 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十年三月二十四日 衆議院會議録第二十一号

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

間(以下この項において「経過期間」という。)に生じた旧法第十二条第十号に規定する利益について同号の規定により機構に納付した金額がある場合には、機構は、当該納付を受けた金額のうち経過期間に生じた旧法第八条に規定する損失の金額として政令で定める金額の合計額の二分の一に相当する金額(当該金額が当該納付を受けた金額を超えるときは、当該納付を受けた金額に相当する金額)を債権処理会社に返還するものとする。

3 旧法第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に納付をした金額(前項の規定により機構が債権処理会社に返還をする金額がある場合には、当該返還をする金額を控除した金額)及び旧法第十三条第二項の規定により機構が国庫に納付をした金額は、それぞれ新法第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に納付をした金額及び新法第十三条の規定により機構が国庫に納付をした金額とみなす。

4 第二項の規定により債権処理会社に返還される金額がある場合における新法第十二条第十号及び第十三条の規定の適用に係る計算の特例は、政令で定める。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権等の処理の促進を図るため、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権その他の財産の処理を更に

促進する必要があることにかんがみ、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 回収益と二次損失への補助金との相殺
国庫納付又は国庫補助の基準となる債権処理会社による譲受債権等の回収等に伴う利益又は損失について、各事業年度ごとの回収益と二次損失の二分の一を相殺した上で、国庫納付又は国庫補助を行うこととする。
- 2 預金保険機構の財産調査権の対象範囲の拡大
預金保険機構の罰則付き財産調査権の対象として、現行の債務者に係る財産に加え、債権の担保として第三者から提供されている不動産を追加することとする。
- 3 譲受債権等に係る債権の取立ての委託
債権処理会社の債権の取立てを、預金保険法に規定する協定銀行に委託することができることとする。
- 4 施行期日等
この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、回収益と二次損失への補助金との相殺に関する規定については、債権処理会社の平成九年四月一日の属する事業年度から適用することとする。

議案の可決理由
本案は、債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権等の処理の促進を図るため、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講じようとするもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十年三月二十四日
大蔵委員長 村上誠一郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成十年三月二十四日
提出者
農林水産委員長 北村 直人

漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
漁業協同組合合併促進法
第一条中「行なう」を「行う」に改め、「資するため」の下に、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに「を」を加え、同条の次に次の二条を加える。
(基本構想)
第一条の二 全国の区域を地区とする漁業協同組合連合会であつて、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの(以下「全国連合会」という。)は、当該全国連合会を直接又は間接に構成する漁業協同組合(同法第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。)の合併の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成し、これを農林水産大臣に届け出ることが出来る。

2 基本構想においては、組合の合併の促進に関する基本的な方向及び組合の合併を促進するために講じようとする措置の基本となるべき事項を定めるものとする。
3 国は、全国連合会に対し、基本構想の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
(基本計画)
第一条の三 都道府県の区域を超えない区域を地区とする漁業協同組合連合会(全国連合会の会員であるものに限る。)であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの(以下「都道府県連合会」という。)は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会を直接又は間接に構成する組合の合併の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に届け出ることが出来る。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 組合の合併の促進に関する目標
二 組合の合併の促進を図るための措置に関する事項
三 合併に係る組合が行う事業の強化に関する事項
四 その他必要な事項
3 都道府県は、都道府県連合会に対し、基本計画の作成及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。
第二条中「漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。)」を「組合に」、「行なう」を「行う」に改める。
第三条第三項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 組合は、合併後の組合の安定的な事業経営を確保するため必要があるときは、合併及び事業経営計画において前項に規定する事項のほか、固定した債権の償却に関する方策を定めることができる。
第四条の二 第一項中「漁業協同組合合併助成法」を「漁業協同組合合併促進法」に改め、同条の次に次の一条を加える。

区とする漁業協同組合連合会(全国連合会の会員であるものに限る。)であつて、水産業協同組合法第八十七条第一項第八号に規定する会員の指導の事業を行うもの(以下「都道府県連合会」という。)は、基本構想に基づき、当該都道府県連合会を直接又は間接に構成する組合の合併の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に届け出ることが出来る。

(合併及び事業経営計画の樹立等に関する援助)
第四条の三 都道府県は、組合に対し、合併及び事業経営計画の樹立及びその円滑な実施につき必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 都道府県は、前項の援助を行う場合において、関係市町村に対し、必要な協力を求めることができる。

第六条第一項中「平成十一年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改め、同条の一項を加える。

3 組合が第四条第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合においては、第一項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が、同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十六年三月三十一日までに更に他の組合と合併した場合にあつては、その合併に係る合併後の組合)」とする。

本則に次の八条を加える。

(施策の実施に当たつての配慮)
第七条 国及び都道府県は、漁業の振興等を図るための施策を講ずるに当たつては、組合の合併が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

(合併の協議に関する助言及び指導)
第八条 都道府県知事は、漁業の振興等を図り、かつ、漁業に関する協同組織の健全な発展を図るため特に必要があると認めるときは、組合に対し、合併に関する協議を行うことにつき、必要な助言及び指導をすることができる。

(都道府県漁業協同組合合併推進法人の指定)
第九条 都道府県知事は、組合の合併についての援助及び合併に係る組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成を行うことを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、当該都道府県に二を限つて、都道府県漁業協同組合合併推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
(推進法人の業務)
第十条 推進法人は、当該都道府県の区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 合併に係る組合が第四条第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。
二 合併後の組合が第四条第二項の規定に係る合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置につき必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し利子補給金を交付すること。
三 前二号の措置の計画的な実施に関する指導を行うこと。
四 合併に係る組合の財務の管理に関する照会及び相談に応ずること。
五 組合の財務の管理に関する情報又は資料を

収集し、及び提供すること。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(事業計画等)

第十一条 推進法人は、毎事業年度、農林水産省令で定めるところにより、事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 推進法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
(監督等)

第十二条 都道府県知事は、第十条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に必要の報告をさせることができる。
2 都道府県知事は、推進法人が第十条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に必要の措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第九条第一項の指定を取り消すことができる。
4 都道府県知事は、前項の規定により第九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(合併認可の特例)
第十三条 第四条第二項に係る組合は、当該合併及び事業経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施しようとする措置が、推進法人に対し固定した債権を譲渡しようとするものであるときは、金融機関が推進法人から利子補給金を受けて行う資金の貸付けを受けようとするものであるときは、推進法

人の承認を受けなければならない。
2 都道府県知事は、前項に規定する組合が同項の承認を受けていない場合には、水産業協同組合法第六十九条第二項の認可を行つてはならない。

(負担金についての損金算入の特例)
第十四条 推進法人が行う第十条第一号から第五号までに掲げる業務に係る基金に充てるための負担金を支出した場合には、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十八号)で定めるところにより、損金算入の特例の適用があるものとする。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方自治法の一部改正)
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
別表第三第一号(八十九の三)中「漁業協同組合併助成法」を「漁業協同組合併促進法」に、「認定する」を「認定し、都道府県漁業協同組合併推進法人の指定に関する事務を行い、都道府県漁業協同組合併推進法人から必要な報告を徴し、及びその業務の運営の改善に必要の措置をとるべきことを命ずる」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)
3 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十一条の十七第一項中「漁業協同組合併助成法」を「漁業協同組合併促進法」に改める。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
4 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組

平成十年三月二十四日 衆議院会議録第二十一号 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

合併助成法第二条を「漁業協同組合合併促進法(昭和四十二年法律第七十八号)第一条」に改める。

附則第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「平成十年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「漁業協同組合合併助成法第二条」を「漁業協同組合合併促進法第二条」に改める。

理由

最近における漁業及び漁村をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、漁業協同組合の合併をより一層促進して漁業に関する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併の促進に関する基本的構想及び漁業協同組合の合併の促進に関する基本的な計画について定めるとともに、合併及び事業経営計画の拡充及び提出期限の延長、合併を推進する法人の指定等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案の施行に伴い、漁業協同組合が合併する場合の課税の特例による法人税及び登録免許税の減税額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績等をもとに推計すると一合併組合当たりで約千九百万円と見込まれる。

また、都道府県漁業協同組合合併推進法人へ負担金を支出する場合の課税の特例による法人税の減税額は、一合併推進法人当たりで平年度約五百万円と見込まれる。

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

(第八、二十号の発送は都合により後日となるため、第二十一号を先に発送しました。)

発行所 東京一〇五
二番四号 港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電話 03 (3587) 4294

定価 本号一部
送料 〇〇五円
別 〇〇五円